

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和3年5月17日（月） 10:26～13:41

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (25名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原由和 飯坂一也 高橋政一
加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文 渡辺忠
及川善男

【欠席議員】 なし

【出席者】 小沢市長 及川副市長 新田副市長 千葉総務企画部長

高橋福祉部長 高橋福祉課長 上村福祉課課長補佐

千田財務部長 羽藤財政課長 及川財政課課長補佐

佐賀観光施設対策室長 佐々木観光施設対策室主幹 及川観光施設対策室主幹

二階堂政策企画課長 阿部政策企画課課長補佐 千葉政策企画課課長補佐

瀬川議会事務局長 高橋議会事務局次長 千田議会事務局副主幹

【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部改正について
- ② 令和2年度末における財政調整基金の残高について
- ③ 観光施設等の民間移譲に伴う譲受者（株式会社ひめかゆ）への支援に係る債務負担行為の設定について
- ④ 奥州市の合併検証に係る実施方針について
- ⑤ 過疎市町村計画の策定について

(2) 協議事項

- ① 発議案「奥州市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正」について
- ② 「公共施設に関する政策提言（案）」について

(3) 説明事項

奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会(4/27)

報告者：小野寺重 議員

4 そ の 他

5 閉 会

【概 要】

1 開会 (略)

2 挨拶

(小野寺議長) ご苦労さまでございます。先週の11日に新型コロナウイルス感染症対策については全員協議会で説明をしておりますが、それ以外で持ち越した分、当局から5件の説明事項が

寄せられておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは市長からご挨拶をお願ひします。

(小沢市長) 改めて皆さんおはようございます。毎回申しておりますが、決して対立姿勢を明確にするために白と赤があるということではなく、色はともかく、翔平君を一生懸命応援したいということで、今日は17日、背中の背番号と同じ日ということでございます。昨日は、9回最終打席でホームランを打って逆転をしたと。12号ということで、リーグ最多に並んでいるということで、どういう運動神経をもって、どういう体力を持っている人なのかと、本当にただびっくりするばかりであります、一生懸命地元から応援をして参りたいというふうに改めて思っているところでございます。

さて、本日は全員協議会ということで、説明事項は全部で次第に記載のとおり①から⑤までということでご説明を申し上げます。ぜひ気になる点、或いは、私はこういうふうにした方がいいんじゃないかというようなご提案等あれば、ぜひいろいろな角度からお話をお聞かせいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

3 協議

(1) 説明事項

① 奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部改正について

(小野寺議長) それでは早速協議に入ります。(1)の説明事項、①奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部改正について、当局から説明をお願いいたします。高橋福祉部長。

(高橋福祉部長) 福祉部です。よろしくお願ひいたします。それでは、奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部改正につきまして、ご説明をいたします。奥州市訪問入浴介護の利用手数料につきましては、厚生労働省告示の介護報酬、これに準じて定めておりますが、この基準が令和3年4月1日に改定されたことに伴いまして、手数料の変更を行おうとするものでございます。詳細につきましては、福祉課長からご説明をいたします。

(小野寺議長) 高橋福祉課長。

(高橋福祉課長) それでは、私の方からご説明を申し上げます。奥州市訪問入浴介護に関する条例については、家庭で入浴する上で介護を必要とし、その家族の介護を受けることができない障がい者等に対し、移動入浴車による訪問入浴介護を行う、市独自のサービスとなっております。また、当該事業に係る手数料については、介護報酬に対し、所得に応じて10%、6%、無料の3段階に定められております。

3、厚生労働省告示の改正について。3年に1度の介護報酬の改正については、令和3年3月15日に厚生労働省の告示が公布され、同年4月1日から施行されております。この改正により、準用する訪問入浴にかかる単価が1,256単位から1,260単位に改められたため、手数料についても次のとおり変更となるものでございます。ちなみに1単位は10円でございます。

単価改正内容でございます。奥州市訪問入浴介護に関する条例に規定されている訪問入浴介護に関する事業の手数料について、介護報酬の改定に準じ、次のとおり改正しようとするものでございます。利用区分、第3条第1号に該当するもの、つまり障がい者等につきましては、3段階あるうちの一番下の段階でございますが、低所得者の世帯以外の段階につきましては、改正前が1,250円だったものを1,260円に改めようとするものでございます。次のページでございますが、第3条第2号、つまり要介護者等につきましては、非課税世帯ではない世帯については、同様に1,250円から1,260円に改めようとするものでございます。

施行期日につきましては、7月1日を予定してございます。

説明は、以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点につきまして、ご質問等ありましたらお願ひいたします。11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 今の説明で、3番目のこの条例について、厚労省の告示の改正についての中で、括弧最後1単位10円ってあるんですけども、1,260単位ですので、1単位10円だと1万2,600円ということにならないんですか。この説明だとなんか、私ちょっと今、理解できなかったん

ですが。

(小野寺議長) 高橋福祉課長。

(高橋福祉課長) 失礼いたしました。単価が1,260単位でございますので、1単位10円としますと、議員ご指摘のとおり12,600円となります。それに対しまして、利用者負担が10%、或いは6%、或いは無料ということになりますので、12,600円に対し、0.1を掛けますと、1,260円という計算になります。以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、①の奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部改正については、以上とさせていただきます。

説明者退席のため、暫時休憩します。

② 令和2年度末における財政調整基金の残高について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、②の令和2年度末における財政調整基金の残高について、当局から説明をお願いいたします。千田財務部長。

(千田財務部長) 財務部の千田でございます。それでは令和2年度末におきます財政調整基金の残高についてご説明をさせていただきます。令和2年度末の基金残高につきましては、当初予算の見込みとしましては51億円でしたが、結果的に21億円上振れしておりまして、72億円となっておりますが、その主な要因と今後の対応につきまして、資料に基づき、ご説明をさせていただきます。説明につきましては、財政課長から行います。

(小野寺議長) 羽藤財政課長。

(羽藤財政課長) 財政課羽藤でございます。資料の方はナンバー2をご覧くださいと思います。令和2年度末の財政調整基金の残高が固まりましたので、あらかじめお伝えするというものがございます。まず資料の方、1の基金残高の見込みについてです。表の下から2行目です。基金の取り崩し額を、当初は28億円というふうに見込んでおりましたけれども、最終補正後では10億円ということで、結果取り崩し額が18億円減少したということです。これによりまして、今度表の一番下ですけれども、年度末残高が51億円の見込みから21億円ほど上振れして、72億円というふうになっております。

次に、その主な要因は何かということで、当初からの増減でございますけれども、(1)歳入では、1つ目、ふるさと応援寄附金で11億円の増。2つ目、地方消費税交付金で5億円の増。合わせて歳入が16億円の増となっております。一方、(2)の歳出ですけれども、1つ目、ふるさと応援寄附のサイト手数料等で6億円。それから2つ目、除雪経費で3億円、これらが増えた要因でございます。また、歳出の減要因といたしましては、3つ目、コロナ影響によりイベント、それから事業の中止等で2億円。4つ目、財政健全化項目の前倒しということで人件費の削減がございます。これが5,000万円ほどございます。それから5つ目、その他入札残。効率的な予算執行により、9億円ということで歳出のトータルでは約2億円の減となっております。歳入で16億円の増、歳出で2億円の減と。合わせて18億円。これが市の持ち出しが減った、つまりは財調からの繰入れが少なくなった主な要因と言えます。

最後に、3の今後の対応についてですけれども、今ご説明したとおり、令和2年度においては、ふるさと応援寄附金の著しい伸び、それから、コロナ影響による事業の中止等で、一時的には財調残高の減り幅を低く抑えることができました。しかしながら、依然として歳出が歳入より大きいということで、財調に頼らざるをえない状況に変わりはないことから、収支均衡の実現に向けて、財政健全化の取り組みを今後とも着実に推進する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありましたことについて、ご質問等ありましたらお願いいたします。

1番、小野優議員。

(小野優議員) 1点だけ、地方消費税交付金が増えた部分の要因ってというのは何か、分析なさっ

ているのかどうか、教えていただければと思います。

(小野寺議長) 羽藤財政課長。

(羽藤財政課長) 消費税交付金の増額理由ということで、当初では22億円を見込んでおりまして、確定後では27億円ということで5億円ほど増えたということなのですが、大きくは、当初見込んでいなかった部分がございます、実は元年の11月の末日、その納付の基準日があるわけなんですけども、その日が休日であったということで、令和元年度分が11か月分、それから、令和2年度分が13か月分ということで、そこら辺のぶれが今回の影響になったということで、こちらの方では認識しているところです。以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、②の令和2年度末における財政調整基金の残高については、以上とさせていただきます。

説明者退席のため、暫時休憩します。

③ 観光施設等の民間移譲に伴う譲受者（株式会社ひめかゆ）への支援に係る債務負担行為の設定について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、③の観光施設等の民間移譲に伴う譲受者（株式会社ひめかゆ）への支援に係る債務負担行為の設定について、当局から説明をお願いいたします。佐賀観光施設対策室長。

(佐賀観光施設対策室長) それでは、株式会社ひめかゆさんへの支援に係ります債務負担行為の設定について、冒頭私の方から若干ご説明を申し上げ、その後、詳細につきましては担当課長よりご説明をさせていただきたいというふうに思います。

株式会社ひめかゆさんの改修工事補助に関する債務負担行為の設定につきましては、令和3年度の当初予算におきまして、令和3年度1か年の期間で、限度額5,000万円で予算計上し、現在、その改修工事に係る詰めの協議をひめかゆさんの方と行っているところでございます。このひめかゆさんが行う改修工事の対象につきましては、今年の6月以降に締結を予定してございます。補助金契約の締結の日から、原則1年以内に完了したものとしているところでございますが、この間のひめかゆさんとの協議におきまして、すべての改修工事を3年度中に執行完了することは難しいというような要望もありまして、この部分につきましては、市としてもやむを得ないというような判断をしたところでございます。今回、その経過や内容についてご説明をさせていただきたいとするものでございます。

なお、今日ご説明の内容につきましては、6月定例会におきまして、一般会計の補正予算に盛り込み、ご提案をさせていただきたいと考えているところでございます。それでは、担当課長よりご説明申し上げます。

(小野寺議長) 佐々木観光施設対策室主幹。

(佐々木観光施設対策室主幹) 資料読み上げによりまして説明をいたします。観光施設等の民間移譲に伴う譲受者（株式会社ひめかゆ）への支援に係る債務負担行為の設定についてでございます。

1、施設等改修補助金について。観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について（以下、「方針」と読み上げます。）により、譲受者が行う施設等改修に対する補助金を交付することとしています。こちらは、昨年、令和2年11月27日の全員協議会でご説明をし、同年12月1日に市長決裁を経たものでございます。その中から、施設等改修補助金を抜粋したものが、以下の箱の中でございます。

3、譲受者への支援。(1)施設等改修の支援。継続した施設運営を求めることに鑑み、施設等の引渡し後に譲受者が行う改修工事に対し、次の支援を行う。ア、改修工事に要する経費のうち市が必要と認めるものに対し、補助金を交付する。イ、補助対象とする改修工事は、施設及び設備の改修で、補助金交付契約締結日から原則1年以内に完了したものとする。ウ、補助金の額は、改修費用実績の2分の1以内の額とし、5,000万円を上限とする。エ、補助金の申

請は譲渡物件引き渡しの日から2カ月以内に行うものとする。(2)は省略をいたします。

2、債務負担行為の設定について。温泉保養施設ひめかゆの施設改修に係る補助については、すでに債務負担行為の設定及び令和3年度予算措置を行い、令和3年度中に終了する予定でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症がなかなか収束せず、その影響が依然として甚大であることから、令和3年度内の改修の完了が大変厳しい状況であり、改修の一部を令和4年度への繰り延べを要望する文書が株式会社ひめかゆから提出されました。このような特殊事情に鑑み、市としても令和4年度への繰り延べがやむを得ないものと認め、債務負担行為の追加設定と予算措置を行うものです。

(1)債務負担行為の追加設定。現行の債務負担行為、こちらは、令和2年度収支一般会計補正予算(第14号)、いわゆる12月議会の追加提案にて設定をいただいたものでございます。事項が、温泉保養施設ひめかゆの民間移譲に伴う施設改修補助。期間は、令和3年度。限度額は、5,000万円でございます。債務負担行為の追加設定、これは今回、令和3年度奥州市一般会計補正予算(第3号)、6月補正でお願いするものでございます。事項が、温泉保養施設ひめかゆへの民間移譲に伴う施設改修補助。期間は、令和4年度。限度額が2,500万円です。

(2)予算措置。令和3年度予算、こちらも令和3年度奥州市一般会計補正予算(第3号)を6月補正でお願いするものでございます。温泉保養施設ひめかゆ施設改修補助金総額5,000万円のうち、令和3年度執行予定額2,500万円を残し、令和4年度予定額2,500万円を減額補正。令和4年度予算になりまして、令和4年度奥州市一般会計予算で、改めまして温泉保養施設ひめかゆ施設改修補助金総額5,000万円のうち、令和4年度予定額の2,500万円を措置しようとするものでございます。

以上、説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点について、ご質問等ありましたらお願ひいたします。
19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部加代子です。コロナの感染症の関係と改修工事ができない関係はどういうことなのか、もう少し具体的な説明をお願いします。例えば、コロナの感染症の関係で業者さんたちが、なかなかお仕事ができないということなののでしょうか、お伺いをします。

(小野寺議長) 佐々木観光施設対策室主幹。

(佐々木観光施設対策室主幹) 今回のこの補助金でございますが、基本的には、一度改修工事をひめかゆさんでやっていただいて、その金額をお支払いいただいて、その実績を確認した上で、補助金を交付するという仕組みを考えてございます。そうしますと、ひめかゆさん側では資金繰りをして、工事の費用を用意しなきゃいけないというところがございます。ご承知のようにコロナ影響で、ひめかゆの利用客数かなり激減をしている状況にございます。収入が減っている中で改修工事をするための資金を準備するのは、やはり単年度で大きな金額っていうのは大変厳しいというところがありまして、申入れが行われたものということでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 何となく分かるような気もするんですが、そもそもの譲受者への支援の前提がどうだったのかなと。そういう様々なことを想定しながらも、1年以内に完了したものとか、その申請については、2か月以内というのをおそらく設定したんだろうと思いますが、規制緩和ではないんですが、これが妥当なのかどうかっていうのは若干疑問に思うところがありまして、ちょっと伺ったわけですが。そうしますと当然、この工事については、もうすでに発注はしているという理解でいいですか。2分の1ですから、1億円なら1億円の何を改修して、1億円の事業を発注したという理解なのか、コロナの状況が改善されないので発注すらしていないと、或いはその工事の内容についても精査されてないと、その辺の状況がちょっと見えてないので、その辺お尋ねしたいなというふうに思います。それとコロナで利用客が少なくて資金の充てる分がないと。このコロナの部分で言いますと、今年は改善するのかと。改善しないとこれはまた延ばすというそういうものなのかという部分も、補助制度的にそれが妥当なのかどうか、若干よくわからないので、市の考え方っていうかそこら辺をご紹介いただきたいと思

います。

(小野寺議長) 佐々木観光施設対策室主幹。

(佐々木観光施設対策室主幹) この補助制度でございますが、先ほど、一度ご説明しました箱の中にございまして、こちらの申請につきましては、譲渡物件引き渡しの日から2か月以内に申請をいただくと。ひめかゆの譲り渡し日は今年の3月29日でございますので、5月28日までに、これから申請をするという段階でございます。申請されたものを市で判断いたしまして、市が認めたものを補助対象とするということでございます。従いまして、工事は全部これから着手という形になります。

それから、利用者の減少等により今後さらに延ばす可能性はあるのかというご質問というふうにお聞き受けいたしました。ひめかゆ側でも、やはりこの改修工事はできるだけ早期に実施したい。そして、利用者の方々の利便向上それから、ひめかゆの利益向上にも資するようにしたいというものがあまして、これを3年目、4年目に延ばすということはひめかゆでも考えていないようです。私どもも効果を早く実現するためということで、今回コロナでどうしても1年だけ延ばすと、令和4年度末まで、令和5年の3月31日を限りに最後ということで、1年弱延ばすということで考えたものでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) そうしますと、このほかにも今後、衣川荘の部分も出てくると思うんですが、これは、他の譲渡施設についてもこういうそういう考え方で取り組むという理解でよろしいですか。終わります。

(小野寺議長) 佐賀観光施設対策室長。

(佐賀観光施設対策室長) 基本的に、昨年12月に市長決裁をして決めました、この支援に関する方針の部分については、衣川荘とひめかゆ、2つの施設を主に該当させるということで決裁をして進めてきているという状況でございますので、基本的に今回、この原則1年以内に完了したもののという部分の内容について一部、年度をまたがる形での内容についてやむなしということで市の方で判断をさせていただいて、今回のご提案ということになってございますけれども、衣川荘の方の対応につきましては、この方針の内容のとおり、まずは協議をして進めて参りたいというふうに考えているところでございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは③の観光施設等の民間移譲に伴う譲受者（株式会社ひめかゆ）への支援に係る債務負担行為の設定については、以上とさせていただきます。ここで、午前11時5分まで休憩いたします。

④ 奥州市の合併検証に係る実施方針について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして④の奥州市の合併検証にかかる実施方針について当局の説明をお願いいたします。千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) それでは資料に基づきまして、課長から説明をさせていただきますが、前段、少しお話をさせていただきます。今回の検証につきましては、報告書として冊子にまとめ上げたいと考えております。ページ数は80ページから90ページ程度を予定しています。内容については、単なる過去の振り返りだけではなくて、今後の市政の運営に資するような課題、或いはヒントなどを導き出して、現在策定中であります総合計画後期計画と連結させていきたい、反映させていければと考えております。このため、コロナ禍で繁忙ではありますが、全庁的な協力を得ながら、8月をめどにして、短期間でありますがおおそ素案を仕上げて参りたいと考えております。しかし、何分にも行政全般にわたる15年間の検証、平成17年度、合併自治体が県内11自治体ありますが、このような本格的な検証は、本市が初めてではないかというふうと考えております。合理的かつ効果的な作業を進めて参りたいと思います。

本日は、この本格的な作業に入る前に、検証の骨組み、項目等をご説明して、議員の皆様からご意見を賜りたいというふうに思います。それでは、説明を担当課長よりいたします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 奥州市合併検証に係る実施方針についてということで資料を読ませていただきます。

検証の目的でございます。奥州市が誕生してから令和3年2月20日で15年が経過し、今年度は、当市の市政運営の指針となる第2次総合計画の後期基本計画の策定に着手する時期にも当たることから、当市が進めてきた施策について、合併時に策定された新市建設計画や総合計画に沿って総合的に検証を行い、その結果を総合計画後期計画の策定における基礎資料とするほか、今後の市政運営や行財政改革を推進するに当たっての重要な足がかりとすることを目的とするものでございます。

2の検証期間でございます。平成18年2月20日に市町村合併を行っておりますけれども、新市としての実質的な市政運営のスタートは平成18年度からであるため、15年間を一区切りとして、令和2年度までを検証期間としたいと考えております。

それから3、作業スケジュールでございます。9月定例会前の全員協議会において、市議会に対して検証結果を報告させていただきたい。それから9月下旬には、検証報告書を市民に公表するというスケジュールで進めたいと考えております。

4の検証推進体制でございます。これは全庁的に対応するということが必要でございますが、まず中心となるのが、政策企画課、財政課、行政経営室、ここを中心に進めたいと考えております。

5の市民アンケート調査の実施でございます。総合計画の基本計画策定のための市民アンケートを行っておりますけれども、それに合わせて実施をしているという状況でございます。対象は20歳以上の市民3,000人を、5地域の人口バランスを考慮しつつ、抽出しているという状況でございます。調査時期は5月中ということでございます。それから、回収率でございますが、35パーセントから40パーセントを想定しまして、1,050人から1,200人、このくらいのサンプル数を集めたいということで進めております。

それから6の市民第三者等における検証についてということでございますが、(1)審議会への検証状況は、随時報告させていただく。それから、(2)総合計画審議会との情報共有は、意見聴取を行う。それから(3)市政懇談会での報告ということになります。

7の検証の視点についてでございます。新市建設計画において、合併の必要性として掲げた以下の5つの項目について、合併後の推移や成果、課題等を整理し、今後の市政の方向性を示すこととしたいと考えております。(1)急速に進む少子高齢社会への対応。(2)高度化・多様化する住民ニーズへの対応。(3)生活圏拡大に伴う広域的な行政需要への対応。(4)自主・自立を支える地方主権拡充への対応。(5)安定した自治体運営を可能とする行財政基盤強化への対応。この5つについて、新市合併の必要性ということで掲げた経過がございますので、これを視点として、合併検証を進めるという考えでございます。

8、検証報告の構成についてということでございます。先ほど成果品80ページほどということでございましたが、10章で構成するものと考えております。まず、1章として、はじめにということで検証の目的等、それから2章で本市の概況については、人口それから産業、総生産の推移等について分析をする。それから第3章、合併調整事項の検証ということで、合併協定項目の実施状況、事務事業調整項目の調整状況について検証をしたいと考えております。それから第4章、市町村合併に係る財政支援措置を生かした主な取組みということで、国や県から受けた財政支援措置の状況や、旧市町村で持ち込んだ整備基金を活用して実施した主な事業について整理したいということでございまして、1として合併に伴う財政支援措置の状況、交付税、或いは合併特例債等々を活用して、どのような事業を行われているか。或いは2の整備基金を活用した主な事業、合併によりどれだけの社会資本整備、住民ニーズに対応できているのか、この辺について触れたいと考えております。

5の行財政基盤の検証でございます。合併により行政基盤や財政基盤がどのように変化したのか検証をしたい。それから、合併後に取り組んだ行財政改革の進捗状況について検証するということでございます。1として、行政基盤の検証。これは、いろいろ並べておりますが、

例えば職員数の減などによりどれだけの効果を生み出したか、この辺を掲げたい。それから2の財政基盤の検証でございますが、地方債残高の推移或いは財政指標の推移、この辺の改善点或いは課題となっている部分、この辺をあぶり出したい。それから3の行財政改革の進捗状況を各種取組みについて、ここで整理をしたいと考えております。

それから6の市民負担や行政サービスの変化でございます。合併による市民負担や行政サービスの変化、例えば1の市民負担の変化でございますが、各種使用料等がどのように変化しているか、或いは2の行政サービスの変化で言いますと、道路延長市道改良等々の推移、或いは保育、子どもに関する医療費助成等の動き、この辺の進んだ点或いは地域負担がどうなっているか、この辺についても示したいと考えております。

それから7、公共施設の利用状況及び統廃合の状況ということで、公共施設の利用者数が合併前と比べてどう変化したか、或いは、公共施設の保有量と統廃合の推移などについて検証をしたいと考えております。

それから8、合併後のまちづくりということで、総合計画の基本構想における目指すべき都市像を実現するための進め方という部分、ここに掲げております項目について検証を行いたいということで、4つ掲げておりますが、市民参画と協働、或いは広域的連携の推進等々、この辺について検証する。例えば、協働のまちづくりで、30地区で地域づくりが主体的に取り組んできたという部分がどういうふうに移してきたか、この辺についても、あぶり出したいと考えております。

それから9の市民アンケートの結果でございます。先ほど調査をしているというふうな話をしておりますが、市町村合併に対する市民の意識もここで分析をしたいというふうに考えております。

それから最後10章、検証のまとめということで、検証の視点に沿って合併による成果と課題を抽出して、今後のまちづくりの方向性を示すという流れで進めたいと考えております。

5ページの合併検証に係るスケジュールでございます。市、それから総合計画審議会、市民参画等、市議会というふうに分けて、スケジュールしておりますがまず、5月中旬、今アンケートを行っておりますし、それから概要説明、本日市議会に対して行っているということでございますが、全庁的に各課にデータ等の照会を現在行っているところでございます。それから5月下旬には、総合計画審議会において検証概要の説明を行いたいと思っております。少し飛びまして7月でございます。総合計画審議会、それから市議会の方に、検証の進捗状況についてご説明をする機会があればというふうに考えております。それから8月中旬、検証の報告を総合計画審議会あるいは市議会の方にご説明をし、9月の下旬には検証結果の公表、それから市政懇談会というふうな流れを想定しております。

なかなかこれだけのものを4か月の期間でまとめるのは至難ではございますが、何とかこのスケジュールに沿って進めたいと思っております。公表につきましては、ホームページ、広報はもちろんでございますが、市政懇談会の場でご説明をしたい。それから、まとめた成果品は、冊子といたしまして、議員の皆様はもちろんでございますが、地区振興会或いは総合計画審議会、合併協議会の委員の皆様等に配布をしたいというふうに考えております。

一番下に、参考ということで新市建設計画における合併の必要性として掲げた5項目ということで掲げておりまして、箱囲みに具体を書いておりますが、先ほど話しました5つの項目を説明した内容になりますので、これにつきましては各位ご参照いただければと思います。

説明につきましては、以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明いただきましたことについて、ご質問等ありましたらお願いいたします。6番、高橋浩議員。

(高橋浩議員) 6番、高橋浩です。非常にこの取組みは素晴らしいことだと感じております。今後の市政運営等にかかっても、非常に参考になることになるのかなと思います。そこで、二、三お尋ねと確認をしたいというところがございますので、質問させてください。

1つ目は、このアンケートですけれども、アンケートの集計の中で、もしかすると評価する、評価しない、中間にどちらとも言えないというところが多分あるのかなと考えるんですけれ

ども、このアンケート評価の集計の中で、どちらとも言えないという部分の取扱いで、非常にこのアンケート全体のニュアンスが大きく変わってくる、動くところがございます。今後もし、これがこれからの行政の参考にするというのであれば、このどちらとも言えないという部分を厳しくし、やっぱり検討チームの方たちが厳しく評価する、どちらとも言えないがこれはどちらでも、悪いのではないからこれでいいのだっていう考え方ではなく、どちらとも言えないというのは、評価する基準がない、評価になっていない、されていないというふうな、ちょっと厳しい考え方の中で検討して、資料を作っていただきたいと思いますが、その辺のアンケートの評価基準等についてのお考えをお尋ねします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 今、ご質問いただきましたアンケートについてお答えをいたします。議員のお話にあったとおり、どちらとも言えないというふうな回答が、実は他の、例えば全国的にやっぱり合併検証しているところが若干ございまして、そこを見ますと、アンケートの中にどちらとも言えない、分からないというのは非常に多い。ここはやはり、なるべく防ぎたいということで、アンケートを送付した際に、合併してどのような変化が現れているか、人口はもちろんですけども、客観的な数字としてこう変わっていますよというふうな参考の資料を同封しております。ぜひそれは、それらを参考にして記入いただきたいということで、どちらとも言えない、分からないようになるべく減らそうというふうな取組みはしております。今、お話いただきました中間に属するところ、分からないというふうな回答は、もちろんそれでもあろうかと思いますが、この辺については、集計した段階で、今の議員の意見を踏まえてどう捉えるか、少し勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

(小野寺議長) 13番、及川佐議員。

(及川佐議員) いずれ、これは総合計画の前提になる可能性がありますので、まず期間の問題ですが、結構ハードなスケジュール。なので、これは結構何て言うんですか、アンケートでやったらやってそのままざっといくって可能性があるんで、本来ならば、合併市町村、十分な議論が必要だと思うんです。だから今、地域会議とかが、地域協議会じゃない地域会議ありますけれども、やはりその地域としてどうなんだっていうことを検証する場が必要だと思うんですが、これについてはどのようにお考えかお伺いします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 議員がご心配いただいているとおり、非常にハードなスケジュールでございます。この検証作業に十分な意見をということでございますが、まず、市民意見を頂戴する機会としては、今お話ししましたアンケートを考えておりますし、それから、総合計画に反映させるという考えでございますので、総合計画審議会、これは各種分野から、各地域から、或いは地域会議の代表としても、この総計審の委員として出てきていただいているということでございますので、まず、その計画審議会にご説明して、そこから意見を頂戴してということで考えております。

それから、8月にまとめて、9月には公表ということでございます。もう成果品そこで、作ってしまいたいという考えでございますが、その説明して頂戴した意見等は、そこで終わらせないで、今後のまちづくりに反映させると、そういうスタンスで進めて参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 合併のこと自体、私はよく知りませんですけども、様々な思惑も含めながら合併したわけですけども、そこまで遡ってやるわけですから、やはり相当、例えば15年経つと60歳の方は75歳になります。合併を知らない当時20歳の方は35歳になるわけですね、そういう意味では長い期間ですので、やはり討議をもう少し時間をかけてやるべきだろうと。特に、2ページの7の検証の視点の3番、4番目かな。自主・自立を支える地方主権拡充への対応、協働のまちづくり部、定住自立圏構想とありますけれども、この辺は、やっぱり地域によって、ものすごく総合計画審議会だけでは十分かなという気もあるんですよ。例えば、今、小中学校

の合併もあります。様々な統廃合もあります。こういう中で地域における考え方っていうのは、なかなか議論する場がないんです、今ね、十分には。だからこの際、そういうことも含めて地域としてどうだったのかっていうことは、もうちょっと時間をかけて費やすべきだし、それは全体の運動っていいですか、全体の意思として文章を作るだけじゃなくて、今後の活動に生かすんだったら、そういう活動があった方がよろしいだろうと思うし、従って私は、地域会議、今ありますけれども、この中でも十分な議論が、一方では必要だと。総合計画審議会だけではなくて。もちろん総合計画審議会は地域会議から1名出るんですけども、議論した上で出てくるとは限らないんですよ。ただ、十分にその議論が保証できるような時間とチャンスといえますか、そういう機会を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 何分ですね、総合計画後期計画とリンクさせるというふうな位置付けでございますので、十分時間をかけるべきというご意見でございます、全くそのとお리だと思いますが、この4か月で整理して、8月に一定の成果品を出させていただくと、これについてはご理解をいただきたいと思います。先ほどお話いたしましたとおり、その機会でございますけれども、合併検証をして終わりということではなくて、それを一つのまちづくりの資料といえますか、ということで、さらなる議論を行っていただければということでございます。そういった考えで進めて参りますので、時間、期間については、ある程度ご理解をいただきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) それは逆だと思います。逆に生かすためには時間をかけるべきだし、もしこれやるんだったら、前年度から決めて、実質はもうやっていかなきゃあかんことですよ。その4か月が何にしる、生かすためにっていうのは逆でして、今後の地域の在り方とか全体の市民の関心も含めてやるならば、そっちが先なので、4か月でやろうってのは、それは逆転した考え方だと思います。むしろ、十分に地域の考え方とかね、やり方を検証することの方が重要であって、4か月は逆ですよ。それはおかしいと思うんです。いかがですか。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 今から私が申し上げることは、かなり全面的に、議員の考え方を否定する話になると思いますけれども、お聞き取りをお願いしたい。これはあくまでも合併検証で、これまでどうだったかということを検証するわけで、今議員おっしゃっているのは、これまで不具合があったことに対して、今後この地域をどうするかということについて、地域会議等で話をして、その地域の将来性を見出すような内容まで消化していかなければならないのではないかと。そのためには、時間が不足しているのではないかとというようなお話として受け取らせていただきました。

今回は、合併検証をして、15年の過去を見返してどうだったのかという、あくまでも事実関係、できれば数字を中心にこういう状況であったということをつまびらかにしようというものでありますので、議論をするということになれば、それは、今作成をしている総合計画後期計画、或いは後期計画の後にローリングというふうな部分とすれば、今後の地域の将来をどうあるべきかということの議論に資する材料としては十分に使える内容になるのではないかと私は思います。

今のような話で進めていこうとするのであれば、結果的には、全体の意見というのはどこに意見としてあるのだということに帰結されるわけです。結果的に声の大きい人の声が、全体の意見では決してないのですけれども、というふうなことを考えていきますと、あくまでも合併を検証する、振り返るということで、ここで鉛筆をなめるようなことがあってはならないわけでございます、その意味からすると、これを一つの踏み台と言えいいんでしょうか、たたき台として、今後の発展に資するデータ、或いは資料として生かすため作り上げるものというふうに考えておりますので、ご議論あらうと思いますが、今、事務局が説明したような形の中でご理解をいただき、そして議員として、或いは地域としてのご意見もちろん聞き取る部分は用意しようと思いますけれども、これは総合計画或いは後期計画の中、その他様々な部分の

中で、今までこうやったけどこれは必ずしも正解じゃなかったの、改善をしよう、或いはここは伸ばすことができるのでもっと伸ばそうというふうな前向きかつ建設的なご議論に導くような、そういうふうな地域づくりへと向けていければと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 見解違いますから、あまりここで言う気はないですけども、いずれ検証する、次に生かすかどうか、それは別としても、検証としては15年間あるわけですから、期間を検証するわけですから、これだけでも相当な時間。地域にとってもいろんな思いがある。どう生かすかは別ですよ。また、今おっしゃったように、その計画の議論の中でやるとか、いろんな方針の中でやればいいんです。ただし、検証すらも結構大変だろうということをお話しているんであって、別にその生かすことをどうだこうだって今、言う気はありません。ですから、要望としては、基本的にその点も含めてもこのスケジュールは結構厳しいだろうというふうに考えます。あわせて地域会議と言いましたけど、そこでやはり、それも一つの総括のためには必要だろうと。基本的に総括するわけですから。アンケートじゃなくて総括をするってことですから、それは、やっぱりそういう場所もぜひ設けていただきたいと思います。今、私の考えですから、ご意見なければそれはそれで結構です。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) ご意見として、決して変な意味ではなくて、大変視点としては理解できる視点でございますので、できるだけ多くの目を、或いは物差しを当てて、客観的なものとして仕上げて参りたいと考えておりますので、今いただいたご意見も十分に検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、④の奥州市の合併検証に係る実施方針については、以上とさせていただきます。

⑤ 過疎市町村計画の策定について

(小野寺議長) 次に、⑤過疎市町村計画の策定について、当局の説明をお願いいたします。千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) それでは、担当課長より資料に基づき説明をさせていただきますが、ご承知のとおり、この現行過疎法においては、江刺地域が外れまして、衣川地域が新たに該当となりました。江刺地域においても、経過措置にて6年間は支援措置を受けられることが可能であるということになっております。本件は、この二つの地域における令和3年度から7年度、5年間の計画策定に係る案件となっております。それでは課長より説明いたします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。ちょっとタイトルが長いんですが、過疎地域とみなされる区域、これは今度の過疎法で言いますと衣川のことを言います。及び特定市町村の区域とみなされる区域、わかりづらいですが、これは経過措置が適用される自治体の地域、つまり江刺ということになります。に係る奥州市地域過疎地域持続的発展計画の策定についてということでございます。

1の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法についてでございます。平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法、旧過疎法は、令和3年3月末をもって期限が終了しております。

令和3年4月1日付で新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、過疎法ですね、が施行をされました。この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上地域格差の是正並びに美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的とするものでございます。

2の奥州市における過疎地域の状況でございます。市内においては、江刺地域が昭和46年に過疎地域に指定されて以来、合併後も旧過疎法により過疎地域とみなされる区域にある市町村として、これまで約50年間にわたり過疎対策事業を推進して参りました。

過疎地域は、人口要件及び財政要件で判定されますが、現行の過疎法においては、第3条の規定に基づき、新たに衣川地域が過疎地域とみなされる区域として公示された一方で、江刺地域は人口要件を満たさず、過疎地域には該当しなくなることとなりました。ただし、経過措置により今後6年間は支援措置を受けることが可能な区域となっております。

なお、令和2年及び令和7年の国勢調査の結果が公表された場合、最新の指標に基づいて改めて算定された過疎の要件を満たす地域を、過疎地域として追加適用させることとなっております。

令和3年4月26日時点では、令和2年国勢調査の結果、確定値の公表が本年11月に予定されておりました。予定とおりであれば、過疎地域の追加公示は令和3年度末或いは令和4年4月1日に行われることとなっております。

3の過疎地域に対する支援措置でございます。支援措置は、掲げた以下の項目がございます。過疎対策事業債が代表するところでございますし、その他でも、国庫補助率のかさ上げ、これは、統合する学校の新設等に係る補助金のかさ上げという意味でございますが、こういったものがございます。

ページ進みまして、4の市町村計画の策定についてでございます。都道府県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、市町村は地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、目標等について定める過疎地域持続的発展市町村計画を議会の議決を経て定めることができるとされております。

本市では、衣川地域と江刺地域について、奥州市で一つの計画として策定し、過疎対策事業債等の支援措置を利用することで過疎地域の持続的発展のための対策事業を推進していこうとするものでございます。

5の計画期間でございます。過疎法の期間は、令和3年4月1日から10年間となりますが、期間を前期と後期に区分するため、今回策定する計画期間は、令和3年度から7年度までの5か年というふうになります。

6の計画内容と主な事業でございます。計画の内容が衣川地域、江刺地域における地域の現状・課題と、それに対する持続的発展に向けた対策が主なものとなり、奥州市総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、公共施設等総合管理計画のほか、関係計画との整合を図るものになりたいと思っております。

なお、今年度中に第2次総合計画後期計画の策定を行う予定であることから、事業については、現在の総合計画に掲載されている内容を基本とし、令和4年度以降の事業については、後期総合計画策定後に、総合計画に基づく内容に計画の変更を行うものになりたいということでございます。

令和3年度過疎対策事業債想定事業ということで、以下、掲げております光ネットの整備事業であるとか、或いは、道路橋梁、農業基盤の整備等々でございます。衣川地域についても、こういった視点で事業選択をするということになろうかと思えます。

それから7の計画策定の時期でございます。県への事前協議後、令和3年9月定例会に提案させていただきたいと考えております。策定スケジュールをご覧いただければと思います。まず、6月のところでございますが、各部に内容照会をしておりました。これは該当する地域会議になろうかと思いますが、ここへの説明、それから素案を策定というふうな流れで想定しております。

それから7月にも地域会議或いは全員協議会での説明等を経まして、県の事前協議を行わなければならない。これが非常にタイトなスケジュールになっておりました。ここまでに、さっきお話したように現総合計画に掲げておる事業から今年度の事業を選定し、計画を策定したいというふうに思います。後期基本計画策定に伴う来年度からの改定計画に向けた情報交換は、そのあとということになろうかと思えます。

9月に議決を頂戴し、その先のことも書いておりますが、新年明けて2月、総合計画後期計画の議決を頂戴した後に、後期基本計画に基づく下層計画の更なる見直しを想定しているところでございます。

ページ進みまして、それから内部で調整を経まして、来年の4月には、また全員協議会等での説明、或いは県の協議を経て、6月議会に変更計画について、また議決を頂戴したいという流れを想定しているところでございます。

説明については、以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明がありましたことについて、ご質問等ありましたらお願いいたします。佐藤郁夫議員。

(佐藤副議長) 佐藤郁夫です。2点お伺いしますが、1ページの「なお、令和2年及び令和7年の国勢調査の結果が公表された場合」とありますが、国勢調査の公表が本年11月に予定されており、令和3年度末か4月1日に公示が行われる予定となっておりますということですが、令和7年はいいいですが、令和2年の国勢調査の公表が11月に予定されているということで、これによっては、本当に0コンマ1から2、確かコンマ1だったと思いますが、この内容について、もう一度説明をお願いします。

それから飛びますが、2ページ。計画内容と主な事業、令和3年度過疎対策事業債想定事業。これも当然入るんですが、江刺の場合は、これは、この国勢調査で達しなかった場合、想定事業、いわゆる経過措置での事業は、江刺の場合もできるということの理解でいいでしょうか。

この2点、お伺いします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 1点目の国勢調査の結果を踏まえて新たに復活できるかどうかということについて、改めてご説明をさせていただきたいと思います。

先ほどご説明しましたとおり、江刺地域においては、人口要件でわずかの数値で過疎指定とらなかったということでございます。これ、現時点で試算をしますと、令和2年の国勢調査速報値を拾って想定しますと、江刺地域の人口は、想像されるとおり人口も若年者比率も下がっておりますし、逆に高齢化比率はどんどん上がっていると、これは間違いのないところでございまして、これを見ますと、合格するのではないかというふうに思われるかもしれませんが、これ、全国的にやはり過疎化が進んでいる。競合が非常にございまして、国の方でも上限も受けずに拾いますというスタンスではないと想像されることから、これについて、各種比率を予算の範囲で定めるのか、或いは数で定めるのかわかりませんが、基準を法で定めて、それに合致するかどうかというふうな勝負になると思います。

いずれ、さっきお話ししましたスケジュールで、来年の3月或いは4月には結果が出るということでございますので、それに向けて、こちらもいろいろ準備を進めて参りたいというふうに考えております。

もう一つ、想定事業ですが、6番に掲げております事業、これは、経過措置期間であろうが対象についてはこのとおりということでございますので、ハードに加えて、現状使っているソフトについても活用できるということで理解をしております。非常にわかりやすいのが、6年間の部分で、それまではそのとおりということでございます。経過措置6年間ということで国から示されております。ずっと100パーセントだったらいいのですが、3年間は100パーセントそのまま、その後80、70、50パーセントというふうに少し下がっていくという想定でございますが、この6年間の期間は、今お話いただきましたものの活用は想定できるというふうに考えております。

(小野寺議長) 佐藤郁夫議員。

(佐藤副議長) わかりました。令和3年度末か4年4月1日に行われる予定だとありますが、6年度の想定値、国勢調査の想定も公表されていまして、私はもうできねえなとは思っていましたが、要するに、今、訳がわかんないということですが、なかなか難しいということですね。そこまではいいです。この時期になればわかることですから。この時期になればわかるので。令和3年度末か令和4年4月1日に行われる予定だと、このことだけ理解しておけばいい

ということでしょうか。

それから2点目は、段階的に下がるのはわかりますが、6年間、これらは当然のことながら過疎対策事業債を想定して、できるだけ有利な方を使うという考え方でしょうかと。

この2点、再質問をいたします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 1点目でございますが、お見込みのとおりでございます、これは、どこに線を引かれるかわからないということでございます。過疎は江刺地域も引き続いているわけでございますけれども、先ほど申しましたとおり、この辺については、国、或いは国会の方でどうされるかということで、我々も注視して参りたいというふうに思います。

それから、この6年間の経過措置があるということで、有利な起債を使うのはそのとおりでございます、合併特例債よりもこの過疎債は非常に有利でございますし、さらにソフトに係る財源というのは、過疎の他に当たるものがないということでございますので、この辺は吟味して、活用をしていきたいと考えております。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、⑤の過疎市町村計画の策定については、以上とさせていただきます。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

(2) 協議事項以下 (略)

奥州市議会全員協議会

日時：令和3年5月17日（月）

時 分

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部改正について
- ② 令和2年度末における財政調整基金の残高について
- ③ 観光施設等の民間移譲に伴う譲受者（株式会社ひめかゆ）への支援に係る債務負担行為の設定について
- ④ 奥州市の合併検証に係る実施方針について
- ⑤ 過疎市町村計画の策定について

(2) 協議事項

- ① 発議案「奥州市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正」について
- ② 「公共施設に関する政策提言（案）」について

(3) 説明事項

奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会(4/27)

報告者：小野寺重 議員

4 そ の 他

5 閉 会

奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部改正について

1 趣旨

奥州市訪問入浴介護の利用手数料については、厚生労働省告示の介護報酬（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準）に準じて定めておりますが、この基準が令和3年4月1日に改定されたことに伴い手数料の変更を行おうとするものです。

2 奥州市訪問入浴介護に関する条例について

本条例は、家庭で入浴するうえで介護を必要とし、その家族の介護を受けることができない障がい者等に対し、移動入浴車による訪問入浴介護を行う市独自のサービスとなっております。

また、当該事業に係る手数料については、介護報酬に対し所得に応じて10%、6%、無料の三段階に定められております。

3 厚生労働省告示の改正について

3年に一度の介護報酬の改正については、令和3年3月15日に厚生労働省の告示が公布され、同年4月1日から施行することとなりました。この改正により、準用する訪問入浴に係る単価が1,256単位から1,260単位に改められたため、手数料についても次のとおり変更となるものです。（1単位＝10円）

4 単価改正内容

奥州市訪問入浴介護に関する条例（平成18年奥州市条例第174号）に規定されている訪問入浴介護に関する事業の手数料について、介護報酬改定に準じ次のとおり改正しようとするものです。

利用区分	世帯区分	手数料（訪問1回当たり）	
		改正後	改正前
第3条第1号に該当する者	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯の世帯員（以下「被保護者等」という。）	0円	0円
	生計中心者の利用の申請を行った月の属する年度（申請を行った月が4月から6月までの場合においては、前年度。以下同じ。）分における地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が非課税若しくは均等割のみ課税である世帯の世帯員又はすべての世帯員の利用の申請を行った月の属する年度分における市町村民税の所得割の額を合計した額が16万円未満である世帯の世帯員	750円	750円
	上記以外の世帯の世帯員	<u>1,260円</u>	<u>1,250円</u>

第3条第2号 （支給限度額を 超えた分に限 る。）又は第3 号に該当する者	被保護者等又は生計中心者の利用の申請を行った月の属する年度分における所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による前年分の所得に対する所得税が非課税である世帯の世帯員	750円	750円
	上記以外の世帯の世帯員	<u>1,260円</u>	<u>1,250円</u>

※第3条第1号…障がい者等

第3条第2号…要介護者等

第3条第3号…市長が認める者

5 施行期日（予定）

令和3年7月1日

令和 2 年度末における財政調整基金の残高について

1 財政調整基金残高見込みの推移

当初予算では取崩し額を 28 億円と見込んでいたが、最終補正（第 20 号）後では 10 億円となり、18 億円減少した。

これにより、令和 2 年度末の基金残高は、51 億円から 21 億円上振れし、72 億円となった。

	当初予算	最終補正後	比較
元年度末残高	79 億円	79 億円	
積立額	—	3 億円 (決算剰余金の 1/2)	3 億円
取崩し額	△28 億円	△10 億円	18 億円
2 年度末残高	51 億円	72 億円	21 億円

2 取崩し額減少の主な要因

(1) 歳入：16 億円の増

- ① 奥州ふるさと応援寄附金の増 +11 億円
- ② 地方消費税交付金の増 + 5 億円

(2) 歳出：2 億円の減

- ① 奥州ふるさと応援寄附関連経費の増 + 6 億円
- ② 除雪関連経費の増（一般財源ベース） + 3 億円
- ③ コロナ影響による事業中止等の減 △ 2 億円
- ④ 財政健全化による人件費（時間外）の減 △ 0.5 億円
- ⑤ 事業執行における経費削減、入札残 △ 9 億円

3 今後の対応

厳しい財政状況を改善するため財政健全化の取組を進める中、令和 2 年度においては、ふるさと応援寄附金の著しい伸びやコロナ影響による事業の中止等で一時的に財政調整基金残高の減少幅は低く抑えられた。

しかし、依然として歳出超過の状況にあることから、早期に収支均衡を実現するため、今後とも財政健全化の取組を着実に推進していく。

観光施設等の民間移譲に伴う譲受者（株式会社ひめかゆ）への支援に係る 債務負担行為の設定について

1 施設等改修補助金について

「観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について（以下「方針」と表記）」により、譲受者が行う施設等改修に対する補助金を交付することとしています。【令和2年11月27日全員協議会説明、令和2年12月1日市長決裁】

3 譲受者への支援

(1) 施設等改修の支援

継続した施設運営を求めることに鑑み、施設等の引渡し後に譲受者が行う改修工事に対し、次の支援を行う。

ア 改修工事に要する経費のうち市が必要と認めるものに対し、補助金を交付する。

イ 補助対象とする改修工事は、施設及び設備の改修で、補助金交付契約締結日から原則1年以内に完了したものとする。

ウ 補助金の額は、改修費用実績の2分の1以内の額とし、5,000万円を上限とする。

エ 補助金の申請は、譲渡物件引渡しの日から2カ月以内に行うものとする。

(2) 略

2 債務負担行為の設定について

温泉保養施設ひめかゆの施設改修にかかる補助については、すでに債務負担行為の設定及び令和3年度予算措置を行い、令和3年度内に終了する予定でした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症がなかなか収束せず、その影響が依然として甚大であることから、令和3年度内の改修の完了が大変厳しい状況であり、改修の一部を令和4年度への繰り延べを要望する文書が株式会社ひめかゆから提出されました。

このような特殊事情に鑑み、市としても令和4年度への繰り延べがやむを得ないものと認め、債務負担行為の追加設定と予算措置を行うものです。

(1) 債務負担行為の追加設定

・現行の債務負担行為【令和2年度奥州市一般会計補正予算（第14号）】

事 項 温泉保養施設ひめかゆの民間移譲に伴う施設改修補助

期 間 令和3年度 限度額 50,000千円

・債務負担行為の追加設定【令和3年度奥州市一般会計補正予算（第3号）6月補正】

事 項 温泉保養施設ひめかゆの民間移譲に伴う施設改修補助

期 間 令和4年度 限度額 25,000千円

(2) 予算措置

・令和3年度予算【令和3年度奥州市一般会計補正予算（第3号）6月補正】

温泉保養施設ひめかゆ施設改修補助金

総額50,000千円のうち、令和3年度執行予定額25,000千円を残し、令和4年度予定額25,000千円を減額補正

・令和4年度予算【令和4年度奥州市一般会計予算】

温泉保養施設ひめかゆ施設改修補助金

総額50,000千円のうち令和4年度予定額25,000千円を措置

奥州市の合併検証に係る実施方針について

1 検証の目的

奥州市が誕生してから令和3年2月20日で15年が経過し、今年度は当市の市政運営の指針となる「第2次総合計画」の後期基本計画の策定に着手する時期にも当たることから、当市が進めてきた施策について、合併時に策定された「新市建設計画」や「総合計画」に沿って総合的に検証を行い、その結果を総合計画後期計画の策定における基礎資料とするほか、今後の市政運営や行財政改革を推進するにあたっての重要な足掛かりとすることを目的とする。

2 検証期間

平成18年2月20日に市町村合併を行っているが、新市としての実質的な市政運営のスタートは平成18年度からであるため、15年間を一区切りとして令和2年度までを検証期間とする。

なお、時点検証として、合併5年目の平成22年度と合併10年目の平成27年度における進捗状況についても数値等を用いた比較を必要に応じて行うこととする。

3 作業スケジュール

令和2年度の決算認定を行う9月定例会前の全員協議会において、市議会に対して検証結果を報告し、9月下旬には検証報告書を市民に公表することを目標としたスケジュールで作業を進めることとする。（P5別表参照）

4 検証推進体制

検証に当たっての作業は、多岐にわたる事項の分析が必要になるものと想定されることから、全庁的に対応することとするが、市の主要な計画を所掌している以下の部署を中心に連携して進めることとする。

総務企画部政策企画課…総合計画・新市建設計画

財務部財政課…財政計画

財務部行政経営室…行政経営改革プラン

5 市民アンケート調査の実施

市町村合併による効果や課題に関する市民の意識を把握するため、総合計画の後期基本計画策定のための市民アンケートと合わせて以下のとおり実施することとする。

(1) 調査対象

20歳以上の市民3,000人を5地域の人口バランスを考慮しつつ住民基本台帳より抽出

(2) 調査期間

令和3年5月1日（土）から令和3年5月31日（月）まで

(3) 調査方法

調査票を郵送により配付、回収（返信用封筒を同封）

(4) 目標回収率

令和元年度に実施した市民アンケートの回収率（37.4%）や他自治体でこれまで実施した同様のアンケートの回収率を考慮し、35%～40%を想定（回答数：1,050～1,200）

6 市民、第三者等における検証について

住民の声を検証に反映させるため、以下のとおり意見や提言等を聴取する機会を設定する。

(1) 市議会への検証状況の随時報告、意見聴取

(2) 総合計画審議会との情報共有、委員からの意見聴取

(3) 市政懇談会における検証結果の報告

7 検証の視点について

新市建設計画において「合併の必要性」として掲げた以下の5つの項目（詳細はP5、P6参照）について、合併後の推移や成果、課題などを整理し、今後の市政の方向性を示すこととする。

(1) 急速に進む少子高齢社会への対応【人口ビジョン】

(2) 高度化・多様化する住民ニーズへの対応【行政サービス・公共料金等の負担】

(3) 生活圏拡大に伴う広域的な行政需要への対応【合併支援措置活用・社会資本整備】

(4) 自主・自立を支える地方主権拡充への対応【協働のまちづくり・定住自立圏】

(5) 安定した自治体運営を可能とする行財政基盤強化への対応【行政運営体制・財政健全化】

※各項目の【 】内は主な検証の視点を表す。

8 検証報告の構成について

当市における検証報告は、以下の10章で構成することとする。

I はじめに

1 検証の目的

2 検証の方法

II 本市の概況

本市の概況について、人口動態と産業の動向に絞って合併時から現在までの状況を分析する。

1 人口

(1) 各地区の人口及び世帯数の推移

(2) 年齢階級別人口の推移

(3) 産業別就業人口の推移

2 産業

- (1) 産業別総生産の推移
- (2) 人口一人当たりの総生産の推移
- (3) 雇用情勢の推移

Ⅲ 合併調整事項の検証

☑ 合併協定項目の実施状況、事務事業調整項目の調整状況について検証する。

- 1 合併協定項目の実施状況
- 2 事務事業調整項目の調整状況

Ⅳ 市町村合併に係る財政支援措置を生かした主な取組

☑ 市町村合併により国や県から受けた財政支援措置の状況や旧市町村で持ち込んだ整備基金を活用して実施した主な事業について整理する。

- 1 合併に伴う財政支援措置の状況
 - (1) 交付税関係の財政支援（普通交付税【合併算定替・合併直後の臨時的経費】・特別交付税【合併準備経費・合併移行経費】）
 - (2) 地方債関係の財政支援（合併特例債・過疎対策事業債）
 - (3) その他の財政支援（市町村合併推進体制整備費補助金【国】・合併市町村自立支援交付金【県】）
- 2 新市建設計画整備基金を活用した主な事業
 - (1) ルール内事業
 - (2) ルール外事業

Ⅴ 行財政基盤の検証

☑ 合併により行政基盤や財政基盤がどのように変化したのか検証するとともに、合併後に取り組んだ行財政改革の進捗状況について検証する。

- 1 行政基盤の検証
 - (1) 首長等の特別職の削減
 - (2) 市議会議員数の削減
 - (3) 職員数の適正化
 - (4) 組織再編の変遷
- 2 財政基盤の検証
 - (1) 決算額の推移（新市建設計画の財政計画との比較）
 - (2) 基金残高の推移
 - (3) 地方債残高の推移
 - (4) 財政指標の推移
- 3 行財政改革の進捗状況
 - (1) 行財政改革大綱による取組
 - (2) 行政経営改革プランによる取組

Ⅵ 市民負担や行政サービスの変化

☑ 合併による市民負担や行政サービスの変化について、市民生活に直結する主なものを列挙して合併前と合併後でどのように変わったかを数値化して表すものとする。

- 1 市民負担の変化

- (1) 市税…個人住民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税等
- (2) 使用料・手数料…水道料金、各種証明手数料等
- (3) 保険料…国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、幼稚園使用料等
- (4) その他…学校給食費等

2 行政サービスの变化

- (1) 道路…合併後に整備した道路延長、市道改良率
- (2) 水道…水道管の更新率
- (3) 下水道…汚水処理人口と普及率
- (4) その他…第三子以降保育料無償化・子ども医療費助成等

VII 公共施設の利用状況及び統廃合の状況

☞公共施設の利用者数が合併前と比べてどう変化したかを確認するとともに、公共施設の保有量と統廃合の推移などを検証する。

- 1 公共施設の利用状況
- 2 公共施設の保有量と統廃合の状況

VIII 合併後のまちづくり

☞総合計画の基本構想における「めざすべき都市像を実現するための進め方」に沿って検証を行う。

- 1 市民参画と協働の推進
- 2 財政基盤の確立
- 3 公共施設の適正配置と維持管理
- 4 広域的連携の推進

IX 市民アンケート調査の結果

☞市町村合併に対する市民の意識（効果の実感度合い、良かった点と悪かった点等）について、項目別にランク付けするほか、地域別でも分析する。

- 1 調査の概要
- 2 市町村合併に対する評価
- 3 項目別評価における分析

X 検証のまとめ

☞検証の視点に沿って合併による成果と課題を抽出して今後のまちづくりの方向性を示す。

- 1 検証のまとめの考え方
- 2 合併による効果の検証
- 3 合併による課題の整理
- 4 今後のまちづくりの方向性

(別表) 合併検証に係るスケジュール

月、時期	市 (政策企画課)	総合計画審議会	市民参画等	市議会 (全員協議会)
4 月	検証方針決定			
4 月下旬～	検証作業開始			
5 月中旬			市民アンケート	検証概要説明
5 月下旬		検証概要説明		
6 月上旬～	市民アンケート 集計、分析			
6 月下旬		市民アンケート 集計結果報告		
7 月	検証素案作成	検証素案報告、 意見等聴取		検証進捗状況等 説明
8 月上旬	検証案作成			
8 月中旬～		検証報告		検証報告
9 月下旬～	検証結果公表		検証結果公表、 市政懇談会	

【参考】新市建設計画において「合併の必要性」として掲げた 5 項目

(平成17年3月「水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町・衣川村合併協議会」策定)

① 急速に進む少子高齢社会への対応

全国的に本格的な少子高齢社会が到来する中、本地域においても今後、総人口の減少とともに、一層の少子高齢化が確実に進んでいくことが予測されています。

今後、さらに進むと予想される人口減少傾向の中、高齢化が進むことは、生産年齢人口の減少による地域の活力の低下を招くとともに、保健や医療、福祉分野への需要が増すこととなります。財政面でも歳入の減少、歳出の増加につながっていきます。また、少子高齢化の進捗は、とりわけ中山間地域等の過疎化を一段と進める恐れがあり、健全な地域コミュニティが維持できなくなる可能性があります。

そのため、子育て支援や雇用の確保などに積極的に取り組み、地域に密着した保健・医療・福祉サービスの拡充を図るため、合併による広域的な対応を進める必要があります。

② 高度化・多様化する住民ニーズへの対応

地域住民の価値観と生活形態の多様化に伴って、行政に対するニーズは高度化・多様化しており、保健や医療・福祉・教育・情報公開など行政サービスの事務内容は、質・量ともに今後も大きく変わることが予想されます。安定した効率的な行財政運営のもと、住民の生活スタイルに呼応した広域的かつ専門的で高度な行政サービスを確実に提供できる体制を構築する必要があります。

③ 生活圏拡大に伴う広域的な行政需要への対応

住民の生活行動範囲は、車社会の進展により日常的に各市町村の境界を越えています。通勤・通学圏、医療圏、商圏などの生活圏の広がりにより各市町村間の住民往来は年々著しくなっています。生活基盤整備や一体的な地域づくり、より機動的な行政サービスの提供など広域的視点に立った行政需要への対応を図る必要があります。

④ 自主・自立を支える地方主権拡充への対応

地方分権改革の一つの節目ともいえる、いわゆる「地方分権一括法」が、平成12年4月1日から施行されています。地方分権改革は、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、対等・協力を基本とする国と地方の新しい関係を構築し、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものです。さらに、「三位一体改革」として、国が地方に支出している国庫補助負担金と地方交付税を削減して国の歳出削減を進め、代わりに一定の税源を国から地方に移譲しようとする試みが進められています。

この改革による地方への権限委譲をしっかりと受け止め、それぞれの地域の実情に合ったまちづくりへとつなげていくためには、自己決定・自己責任の原則のもと、政策立案能力及び行政判断能力を持つ自治体として「地方主権」を拡充していく必要があります。

⑤ 安定した自治体運営を可能とする行財政基盤強化への対応

国、県、市町村ともに、行政の財政状況は逼迫しています。本地域においても例外ではなく、長引く景気低迷により税収が伸びず、現状では財源の多くを国庫補助負担金と地方交付税等に頼る状態にあります。今後は、「三位一体改革」による国と地方の税財政改革に伴い、地方交付税等の削減や見直しが議論されるなど、さらに厳しい財政運営を強いられると予想されます。

このため、行政コストを削減しつつ、行政サービスを維持向上させていくためには、限られた財源の中で、より効率的な行財政基盤を確立・強化する必要があります。

「過疎地域とみなされる区域及び特定市町村の区域とみなされる区域に係る奥州市過疎地域持続的発展計画」の策定について

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）は令和3年3月末をもって期限が満了し、令和3年4月1日付で新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）が施行されました。この法律は人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的としています。

2 奥州市における過疎地域の状況

市内においては江刺地域が昭和46年に過疎地域に指定されて以来、合併後も旧過疎法により「過疎地域とみなされる区域のある市町村（一部過疎）」として、これまで約50年間にわたり過疎対策事業を推進してきました。

過疎地域は「人口要件」及び「財政要件」で判定されますが、現行の過疎法においては、第3条の規定に基づき、新たに衣川地域が過疎地域とみなされる区域（一部過疎）として公示された一方で、江刺地域は人口要件を満たさず過疎地域には該当しなくなることとなりました。ただし、経過措置により今後6年間は支援措置を受けることが可能な区域（特定市町村の区域とみなされる区域）となっています。

なお、令和2年及び令和7年の国勢調査の結果が公表された場合、最新の指標に基づいて改めて算定された過疎の要件を満たす地域を、過疎地域として追加適用されることとなっています。令和3年4月26日時点では、令和2年国勢調査の結果（確定値）の公表が本年11月に予定されており、予定どおりであれば、過疎地域の追加公示は令和3年度末か令和4年4月1日に行われる予定となっています。

3 過疎地域に対する支援措置

過疎地域に対する支援措置は主に下記のようなものがあります。

- ・ 過疎対策事業債（過疎法第14条）
- ・ 国税の減価償却の特例（過疎法第23条）
- ・ 地方税の減収補填措置（過疎法第24条）
- ・ 都道府県代行（基幹道路、公共下水道）（過疎法第16条・第17条）
- ・ 国庫補助率のかさ上げ（過疎法第12条・第13条）

- ・金融措置（過疎法第 21 条・第 22 条）

4 市町村計画の策定について

都道府県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、市町村は地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、目標等について定める過疎地域持続的発展市町村計画を議会の議決を経て定めることができるとされています。

本市では衣川地域と江刺地域について、奥州市で一つの計画で策定し、過疎対策事業債等の支援措置を利用することで過疎地域の持続的発展のための対策事業を推進していこうとするものです。

5 計画期間

過疎法の期間は令和 3 年 4 月 1 日から 10 年間（令和 13 年 3 月 31 日まで）となりますが、期間を前期と後期に区分するため、今回策定する計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間となります。

6 計画内容と主な事業

計画の内容は衣川地域、江刺地域における地域の現状・課題と、それに対する持続的発展に向けた対策が主なものとなり、奥州市総合計画、奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略や奥州市公共施設等総合管理計画のほか、関係計画との整合を図るものとしします。

なお、今年度中に第 2 次総合計画後期計画（令和 4 年度から令和 8 年度）の策定を行う予定であることから、事業については現在の総合計画に掲載されている内容を基本とし、令和 4 年度以降の事業については後期総合計画策定後に総合計画に基づく内容に計画の変更を行うものとしします。

【令和 3 年度過疎対策事業債 想定事業】

- ・光ネット整備事業
- ・消防施設設備整備事業
- ・道路、橋りょう整備事業
- ・農業基盤整備事業
- ・義務教育施設整備事業
- ・光ネット管理運営事業 等

7 計画策定の時期

県への事前協議後、令和 3 年 9 月定例会に提案予定としています。

策定スケジュール（案）

時期		過疎計画
令和3年 5月	上旬	・素案の作成（～5月下旬）
	中旬	・全員協議会での説明（5/17）
	下旬	
6月	上旬	・各部への内容照会（～6月中旬）
	中旬	・地域会議への説明
	下旬	・素案の決定 ・パブリックコメントの実施
7月	上旬	
	中旬	・地域会議への素案説明 ・全員協議会での素案説明 ・県事前協議
	下旬	
8月	上旬	・9月議会案件報告
	中旬	・議案提出
	下旬	
9月	上旬	
	中旬	・過疎計画議決
	下旬	
10月	上旬	
	中旬	
	下旬	
11月	上旬	
	中旬	
	下旬	
12月	上旬	
	中旬	
	下旬	
令和4年 1月	上旬	
	中旬	
	下旬	
2月	上旬	（市総合計画後期計画議決）
	中旬	

	下旬	
令和4年 3月	上旬	・変更計画について各部への内容照会
	中旬	
	下旬	・変更計画の素案決定
4月	上旬	
	中旬	・全員協議会での説明 ・県事前協議
	下旬	
5月	上旬	・6月議会案件報告
	中旬	・議案提出
	下旬	
6月	上旬	
	中旬	過疎計画（変更）議決
	下旬	